

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催をお願いします。

| 施設の収容定員 | | |
|----------|--------------------------|------------|
| 5,000人以下 | 5,000人超～10,000人以下 | 10,000人超 |
| 収容定員まで可 | 収容定員まで可(感染防止安全計画を作成した場合) | |
| | 5,000人まで可 | 収容定員の半分まで可 |

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- 参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント(収容定員が設定されていない場合においては、5,000人超の参加が見込まれ、かつ十分な人と人との間隔が確保できない(身体的距離が1m確保できない)イベント)については、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種を最新の状態にするか又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- 飲食を提供する場合、主催者は会場内に飲食するエリアを指定して、それ以外の場所では飲食しないよう求めること。また、飲食時の感染対策を徹底するよう周知すること。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること。
(詳細は「イベントの開催制限について(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>)」を確認)
- 令和5年3月13日以後にイベントの開催を予定している場合は、令和5年2月10日付けで内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から発出された事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の感染防止策を参考に対策に取り組むこと(マスク着用に関する以下の感染対策等が変更されています)。
 - ・ マスクの着用については「着用は個人の判断に委ねること」を基本とする国の方針を踏まえ、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要はない。
 - ・ イベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由等から、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができる。